

2025年12月9日

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられたご契約者様へ

このたびの青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。地震による被害のご連絡、お問い合わせは以下で承っております。

お客様サービスセンター 通話料無料
0120-431-909
9:00~17:00(土・日・祝日は資料請求受付専用)

保険金のご請求の手続きの詳細については [こちら](#) をご覧ください。

また、弊社では同地震により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

令和7年12月8日

【適用市町村】

下記リンク先をご覧ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](#)

(https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

※保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。